

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の理由

令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 期末手当の支給割合の改定

- 再任用職員以外の職員

「100分の127.5」→「100分の120」(△0.075月)

- 再任用職員

「100分の72.5」→「100分の67.5」(△0.05月)

#### (2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

- 令和3年12月の期末手当引下げ相当額(調整額)を令和4年6月に支給する期末手当から減額調整する。
- 調整額は令和3年12月に支給された期末手当の額に以下の割合を乗じて得た額とする。

再任用職員以外の職員 「127.5分の15」(△0.15月)

再任用職員 「72.5分の10」(△0.1月)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

#### 《参考》

期末・勤勉手当の支給割合の改定

	6月期		12月期		合計	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
令和4年度 (改正前)	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	2.55 (1.45)	1.90 (0.90)
令和4年度 (改正後)	<b>1.20</b> <b>(0.675)</b>	0.95 (0.45)	<b>1.20</b> <b>(0.675)</b>	0.95 (0.45)	<b>2.40</b> <b>(1.35)</b>	1.90 (0.90)

※支給割合の下段(括弧書き)は、再任用職員の支給割合である。

支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。